

**令和7年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 46,364 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 900,648 千円

**【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	329,833	274,494	5,454	49,885
	老人福祉事業	23,689	15,773	780	7,136
	児童福祉事業	149,664	73,089	7,546	69,029
社会保険	国民健康保険事業	61,762	20,952	4,022	36,788
	後期高齢者医療事業	136,325	21,945	11,272	103,108
	介護保険事業	150,701	4,624	14,397	131,680
保健衛生	保健衛生事業	20,391	13,987	631	5,773
	疾病予防事業	28,283	5,328	2,262	20,693
合計		900,648	430,192	46,364	424,092

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。